

同席と別席

別席手続

<説明>

一方当事者ずつから話を聴く手続。対話型調停(対話型調停)では、手続の大半を同席で行い、補助的に別席を用いるイメージを持たれていることが多い。

<活用場面の例>

- 当事者の考え・意見の整理
- 当事者の紛争への向き合い方の確認
- 合意事項の現実性確認

同席と別席の使い分け

- たとえば、謝罪を直接される場合と、調停人を介して謝罪を伝えられる場合の差。
→同席はパワフル。理解が深まる可能性大。
- 他方、率直に言い合うことで、当事者が傷つく可能性は同席の方が高い。同席は、当事者にもエネルギーが必要。
- 苦手、あるいは単なるリスク回避というだけで同席を避けるのは？調停人は同席にも備えたい。
- 日本人は同席が無理というステレオタイプは問題。別席では、当事者は相手を悪く言いがち。

別席の使用

<方法>

- たとえ一方のみが要求していても、双方で実施する。(形式的平等性)
- 別席で知った事実を同席に戻っても調停人からは明らかにしないという前提を最初に確認する。
- 別席で説得したり、無理に本音を言わせようとすることは避ける。
- 適度な緊張感が必要。(相手への陰口等)
- 待っている側にも適切な課題を与えるとよい。